

証券コード4435
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
株式会社カオナビ
代表取締役社長CEO 柳 橋 仁 機

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（6頁）に従い、2022年6月21日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F（入口3F）
赤坂インターシティコンファレンス 401
（会場が前回と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えの無いようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

1. 株主の皆様へのお願い

- ・ご来場をされる株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの持参・着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡大防止のため、受付における非接触型体温計による検温の実施と手指のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。なお、マスクの着用や検温の実施、手指のアルコール消毒にご協力いただけない場合及び検温の結果、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方については、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行います。積極的にご活用ください。詳しくは4頁をご参照ください。

2. 当日の総会運営について

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスを確保し、会場の座席は間隔をあけた配置とさせていただきます。あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・出席役員、運営に従事する事務局及び会場スタッフは、事前の検温を行い健康状態に問題がないことを確認し、マスク着用等の飛沫防止措置を講じさせていただきます。その他にも感染予防及び拡大防止の措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の流行状況により、上記対応内容を変更する場合がございます。変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト（株主総会情報）

https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/

インターネットライブ中継について

本総会においては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能なインターネットライブ中継を導入しております。

インターネットライブ中継へ参加される株主様は、下記の配信用ウェブサイトからご視聴ください。

なお、インターネットライブ中継で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。したがって、当日は議決権を行使できませんので2022年6月21日（火曜日）午後5時までに到着するよう、あらかじめ書面（郵送）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

配信用ウェブサイト URL:	https://seminar.vcube.com/live/ls/6b2e5b3c0bfaad6b0dfd420cb813b948e37ecb1e
QRコード	

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ・会場後方から撮影を行いますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・インターネットライブ中継をご覧いただくに当たりましては、ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）、システム上の障害等により、映像や音声に不都合が生ずる場合や一時中断などが発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、中継をご覧いただく場合の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- ・通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・インターネットライブ中継については、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・万一何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイト (https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/) にてお知らせいたします。

事前質問の受付についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様に向けて、下記の事前質問受付フォームにおきまして、事前質問を承ります。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容で株主様お一人当たり1つに限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【受付方法】

下記の事前質問受付フォームより株主番号、お名前、ご質問内容をご記入ください。

事前質問受付フォーム URL:	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScYNsPQP_nmeq1_k81PwmnjruVgAVDCeSz23JjFqJBPvyqwQ/viewform
QRコード	

【受付期間】

2022年6月1日(水曜日)から2022年6月17日(金曜日)まで

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、当社の継続的な企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であると認識しております。これまで監査役会設置会社として経営の監査・監督に努めてまいりましたが、社外取締役を中心とする監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を行うとともに、各監査等委員が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第17条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。なお、当該規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) その他

上記条文の新設及び削除に伴う条数の変更並びに軽微な表現等の変更、その他所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。（ただし、上記1.（2）に係る規定の新設・削除の効力が発生する時期については、変更案【附則第40条】の定めによるものといたします。）

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 株主総会の特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p> <p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の普通決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 株主総会の特別決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。</u></p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役3名以上を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>代表取締役を社長とする。</u></p> <p>3. <u>代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から<u>取締役社長および取締役副社長</u>を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>ときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、<u>他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第29条 当社は、監査役3名以上を置く。</p> <p><u>(監査役の選任方法)</u> 第30条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第38条</u> 当社の会計監査人は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>第39条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第41条当</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第42条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 当社の会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第33条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第35条～第38条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第40条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役5名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となるため、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

さとう
佐藤

ひろゆき
寛之

生年月日

1979年5月18日

所有する当社の株式数

357,000株

取締役会出席状況（出席率）

16/16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社

2008年11月 シンプレクス株式会社入社

2011年9月 当社取締役

2017年6月 当社取締役副社長

2019年4月 当社取締役副社長 COO（現任）

取締役候補者とした理由

カオナビ事業の創業以来、共同創業者として、優れた戦略実行力とリーダーシップを発揮し、当社ビジネスの発展を牽引してまいりました。営業・マーケティング分野をはじめ、会社経営に関する豊富な経営経験と知見を有しており、今後も当社企業価値のさらなる向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

やなぎ はし
柳橋

ひろ き
仁機

生年月日

1975年7月6日

所有する当社の株式数

3,403,440株

取締役会出席状況（出席率）

16/16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年6月 アクセンチュア株式会社入社
2002年7月 株式会社アイスタイル入社
2008年5月 当社設立 代表取締役
2019年4月 当社代表取締役社長 CEO（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者として強いリーダーシップを発揮し、揺るぎない経営ビジョンのもと、当社ビジネスの発展を牽引してまいりました。技術分野をはじめ、長年にわたる代表取締役としての豊富な経営経験と知見を有しており、今後も当社企業価値のさらなる向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

はし もと
橋本

きみ たか
公隆

生年月日

1980年1月23日

所有する当社の株式数

9,300株

取締役会出席状況（出席率）

16/16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年11月 三洋電機株式会社入社
2006年4月 三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
2018年8月 当社入社 執行役員 IPO準備室長
2019年2月 当社執行役員 経営戦略室長
2019年4月 当社執行役員 CFO
2019年6月 当社取締役 CFO（現任）

取締役候補者とした理由

金融分野における実務経験や豊富な専門知識に加え、当社の事業・財務戦略において重要な役割を果たしており、今後も当社のさらなる企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

こばやし
すぐる
小林 傑

生年月日

1977年12月13日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況（出席率）

16／16回（100％）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4月 株式会社日本交通公社（現 株式会社JTB）入社
2003年 2月 株式会社リンクアンドモチベーション入社
2011年 7月 株式会社フィールドマネージメント入社 マネージングディレクター（現任）
2015年 1月 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース設立 代表取締役（現任）
2018年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏には上記の知識や経験等を活かして、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督、チェック機能等の向上に貢献していただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者及び候補者の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林傑氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小林傑氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、小林傑氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小林傑氏を東京証券取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、当社の取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の概要」（41頁）に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 佐藤寛之氏、柳橋仁機氏及び橋本公隆氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は、事業報告の「3. (1) 取締役及び監査役の状況」（39頁）に記載のとおりであります。
8. 柳橋仁機氏の所有する当社の株式数につきましては、同氏の資産管理会社である柳橋事務所株式会社が所有する株式数300,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」及び当議案が承認可決された場合の取締役は7名であり、そのうち社外取締役が4名となりますので、当社取締役の員数のうち過半数が社外取締役かつ独立役員となります。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

やま だ
山田

ひろ ゆき
啓之

生年月日

1964年10月20日

所有する当社の株式数

9,000株

取締役会出席状況（出席率）

16回／16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年11月 エイジックス株式会社（現 AZX Group株式会社）設立 代表取締役
2013年7月 Fringe81株式会社（現 Unipos株式会社） 社外監査役（現任）
2015年7月 当社 社外監査役（現任）
2016年1月 Chatwork株式会社 社外監査役（現任）
2019年4月 株式会社QDレーザ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年1月 Axella総合会計事務所設立 代表（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

税理士及び企業経営者としての豊富な経験と専門的な見識により、当社の社外監査役として、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしいと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。また、同氏には上記の知識や経験等を活かして、財務及び会計の専門職の視点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

候補者
番号

2

さい ま すみ
崔 真淑

(戸籍上の氏名：石原 真淑)

生年月日

1983年1月17日

所有する当社の株式数

－

取締役会出席状況（出席率）

12回／12回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）入社
2016年3月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役（現任）
2016年4月 エイボン・プロダクツ株式会社（現 エフエムジー & ミッション株式会社） 社外取締役
2019年6月 株式会社シーボン 社外取締役
2021年6月 当社 社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識により、当社の社外取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を果たしております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしいと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。また、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培われたご経験を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

候補者
番号

3

いく た み や こ
生田 美弥子

(戸籍上の氏名：大橋 美弥子)

生年月日

1966年8月4日

所有する当社の株式数

—

取締役会出席状況 (出席率)

—

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1994年11月 フランス、パリ弁護士会弁護士登録
1994年11月 Ngo, Miguères & Associés (在フランス法律事務所、パリオフィ
ス及びベトナム、ハノイオフィス) 勤務
2001年1月 ニューヨーク州弁護士登録
2001年1月 Hughes Hubbard & Reed LLP (ニューヨークオフィス) 勤務
2010年12月 第二東京弁護士会弁護士登録
2012年5月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所入所
2014年10月 独立行政法人環境再生保全機構 非常勤監事 (現任)
2015年1月 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー (現任)
2016年6月 株式会社ルネサンス 社外監査役 (現任)
2019年6月 ピー・シー・エー株式会社 社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本、米国ニューヨーク州及びフランスにおける弁護士資格を有しており、豊富な経験と専門的な見識により、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしいと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。また、国内外の個人データ保護法分野における専門性を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待しております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 各候補者及び候補者の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田啓之氏は、現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって6年11箇月となります。
3. 崔真淑氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 生田美弥子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 崔真淑氏の取締役会出席状況（出席率）につきましては、2021年6月24日開催の第13期定時株主総会において新たに選任され、社外取締役に就任した以降の状況を記載しております。
5. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
6. 当社は山田啓之氏及び崔真淑氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、生田美弥子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、山田啓之氏及び崔真淑氏を東京証券取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、生田美弥子氏は、同取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、当社の取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については事業報告の「3. (3) 役員等賠償責任保険契約の概要」（41頁）に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準
(監査等委員会設置会社)

当社の社外取締役（監査等委員であるものを含む。）が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

1. 当社の業務執行者（注1）又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間においてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
5. 当社から一定額（注4）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 現在又は過去3年間において、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者（現在退職又は退所している者を含む）
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額（注4）を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1から7に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
3. 「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
4. 「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。）」をいう。
5. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬額につきまして、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）とご決議いただき、今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

また、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を報酬として支給することにつきご決議（以下「原決議」という。）いただき、今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことにより、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しない方法にて取締役に対して譲渡制限付株式の付与を行うことが可能となったため、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与方法を、従前の対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給したうえで対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法に加え、当該方法によることができることとするについても、併せてご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としていること、本議案に基づき対象取締役に付与する譲渡制限付株式の年間の付与上限数及び総額は実質的に原決議と同等であること並びに監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定を予定しております。取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）にも合致するものであることから、その内容は相当であると考えております。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本議案の決議に基づく譲渡制限付株式付与の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の発行又は処分は、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」という。）

- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

対象取締役に対して譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数及び総額は、従前どおり、年20千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分する当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記の報酬上限額の範囲内において、①無償交付の場合は、金銭の払込み等は要しませんが、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）その他公正な評価額を基礎として対象取締役の報酬額を算出し、②現物出資交付の場合は、当該発行又は処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を支給します。なお、②現物出資交付の場合、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、2年以上で当社の取締役会が定める期間、又は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日。）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ③ 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑦ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

<ご参考>

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金（事業主負担分）を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

5. 取締役に對し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長佐藤寛之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長は、この審議内容を尊重するものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額25,000千円以内と定めることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び監査等委員である取締役の職責等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、品質管理、独立性、専門性、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階
	その他の事務所	大阪事務所ほか10事務所
沿 革	1971年 9月	太陽監査法人設立
	1994年 10月	グラントソントンインターナショナル加盟
	2006年 1月	太陽監査法人とA S G監査法人が合併し、太陽A S G監査法人となる
	2008年 7月	有限責任組織形態に移行し、太陽A S G有限責任監査法人となる
	2012年 7月	永昌監査法人と合併
	2013年 10月	霞が関監査法人と合併
	2014年 10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
	2018年 7月	優成監査法人と合併
概 要	資本金	5億2,750万円 (2022年3月31日現在)
	構成人員 (2022年3月31日現在)	
	代表社員・社員	88名
	特定社員	4名
	公認会計士	304名
	公認会計士試験合格者等	246名
	その他専門職	181名
	事務職員	89名
	契約社員	224名
	合計	1,136名

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、労働生産性の低迷、多様な働き方への対応、テクノロジーの飛躍的進化等、日本の社会は大きく変容しています。当社は、こうした変化を適切に捉えながら、人や社会に必要とされる存在であり続けることを目指しており、職歴・学歴や年取等、目に見える事項だけでひとを判断するのではなく、さまざまな情報を集めて人物像に奥行きをもたせることで、ひとの可能性を正しく理解できる世界をつくりたいと考えております。このような考えに基づき、当社が長期的に目指す姿や持続的に社会へ提供していく価値を明らかにするため、社会的な存在意義を明文化したパーパスを新たに策定いたしました。

パーパス：「はたらく」にテクノロジーを実装し 個の力から社会の仕様を変える

当社は、テクノロジーを通じて一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会の実現に向けて、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンを掲げ、企業の人材情報をクラウド上で一元管理し、データ活用プラットフォームとなるタレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。

人材の定着や離職防止、人材育成、採用の強化等、企業はさまざまな人事課題を抱えています。その解決に向けて、タレントマネジメントシステムの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

このような環境の中、当社は継続的な売上高成長の実現に向け、積極的な人材採用や育成をはじめとした組織体制の強化、顧客体験価値の向上に向けたプロダクトのアップデート、サービス認知度向上を加速するためのマーケティング活動等に注力してまいりました。さらに、導入顧客のタレントマネジメントの成功確率をより高めるため、学習プログラムや顧客同士で活きた事例を学び合うコミュニティ等を体系的に提供する「カオナビキャンパス」を開始する等、既存顧客に対するカスタマーサクセスにも注力して取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度末におけるARR（注1）は前事業年度末比36.0%増の4,912百万円、『カオナビ』の利用企業数は同21.2%増の2,497社、ARPU（注2）は同12.2%増の164千円となりました。また、解約率（注3）の直近12ヶ月平均は0.56%（前事業年度比0.16ポイント減）となり、低い水準を維持しております。

以上の結果、当事業年度における当社の経営成績は、売上高4,496,344千円（前事業年度比32.2%増）、営業利益174,089千円（前事業年度は営業損失11,040千円）、経常利益163,530千円（前事業年度は経常損失16,148千円）、当期純利益は、繰延税金資産を145,101千円計上したこと等により210,066千円（前事業年度は当期純損失130,748千円）となりました。

また、当社の事業セグメントはクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

(注) 1. ARR

Annual Recurring Revenueの略で、四半期末のMRR（Monthly Recurring Revenueの略で月額利用料の合計）を12倍して算出しています。なお、MRRは管理会計上の数値です。

2. ARPU

Average Revenue Per Userの略で、四半期末のMRRを利用企業数で除して計算しています。

3. 解約率

MRRの解約率を示しており、当月の解約により減少したMRRを前月末のMRRで除して計算しています。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は12百万円で、その主な内訳は、本社オフィスにおける内装工事等10百万円及び本社オフィスにおける内装工事に伴う什器等の取得費1百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年3月期)	第 12 期 (2020年3月期)	第 13 期 (2021年3月期)	第 14 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	1,690	2,625	3,402	4,496
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△92	△280	△16	164
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△96	△357	△131	210
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△10.32	△32.89	△11.59	18.30
総 資 産 (百万円)	2,146	2,398	3,014	3,993
純 資 産 (百万円)	1,347	995	961	1,208
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	124.34	90.94	84.43	104.86

- (注) 1. 2018年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第11期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失(△)は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① サービスの普及拡大

生産年齢人口の減少を背景に、生産性の向上、多様な働き方への対応、人材の定着や離職防止、採用の強化等、企業はさまざまな人事課題を抱えています。その解決に向けて、タレントマネジメントシステムの導入ニーズは高まっており、その市場は今後さらなる拡大が見込まれております。

一方、IDC Japan株式会社が2017年7月に発表した「国内企業の人材戦略と人事給与ソフトウェア市場動向調査」の結果によると、タレントマネジメントに対するITシステムの導入率は12.6%に留まっており、国内における普及度合いは十分とは言えません。

当社は、今後も新規顧客の獲得に向けて、費用対効果を検討した上での積極的な広告宣伝等を通じたサービスの認知度向上を図るとともに、営業リソースの拡充や顧客獲得プロセスの継続的な改善、紹介パートナー及びセールスパートナーの拡大等、営業機能の強化に努めてまいります。

② 顧客エンゲージメントの強化

当社のサービスを普及させていくには、既存顧客との関係性を強化し、継続的に『カオナビ』を利用していただくことも重要な課題であると認識しております。当社は、これまでも『カオナビ』の導入や定着の支援、セミナーやユーザー会等、顧客エンゲージメント強化のための取り組みに注力してまいりました。

さらに、2022年1月には、導入顧客のタレントマネジメントの成功確率をより高めるため、学習プログラムや顧客同士で活きた事例を学び合うコミュニティ等を体系的に提供する「カオナビキャンパス」を開始いたしました。

今後、これらの活動をより一層強化・推進して、顧客に『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただくことに努めてまいります。

③ サービスの改善と機能拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。

当社は、新規顧客の獲得及び既存顧客の継続的なサービス利用のため、このような技術トレンドを捉えた製品開発を継続してまいります。細やかな改善を積み重ねることでユーザー体験を徹底的に追求するとともに、多様化する顧客ニーズや潜在的な要望を的確に捉えた機能開発を行い、顧客価値の向上を目指した継続的なサービスの改善、機能の拡充に努めてまいります。

④ 情報管理体制の継続的な強化

当社は、顧客の従業員に関する個人情報に預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。当社はプライバシーマークを取得し、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して社内教育・研修の実施やシステムの整備等を行ってまいります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社サービスの継続利用の前提として、セキュリティの確保は必要不可欠であると考えております。当社では、ISO27001（ISMS認証）、ISO27017（ISMSクラウドセキュリティ認証）を取得して継続的なセキュリティマネジメント体制を構築し、2021年12月には「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のクラウドサービスリストに登録されています。また、外部業者による脆弱性診断を継続的に実施し必要な対策を取るとともに、全社員に対しても年次のセキュリティ研修や標的型攻撃メール訓練を実施することで、セキュリティの向上に努めております。当該対策には終わりはないと認識しており、今後も継続してセキュリティ向上に向けた対策を行ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社の持続的な事業成長には、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社のパーパスに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クラウド人材マネジメントシステム事業	クラウドタレントマネジメントシステム『カオナビ』の提供

(6) **主要な事業所** (2022年3月31日現在)

本社	東京都港区
営業所	大阪府大阪市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229名	45名増	33.3歳	2年1ヶ月

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	234百万円
株式会社みずほ銀行	221百万円

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,544,000株

(2) 発行済株式の総数 11,518,800株

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は118,800株増加しております。

2. 2021年6月8日付で従業員15名に対して、譲渡制限株式ユニットに関する新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は5,900株増加しております。

3. 2021年8月6日付で取締役（社外取締役を除く。）3名に対して、譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は8,900株増加しております。

4. 2021年11月11日付で従業員17名に対して、譲渡制限株式ユニットに関する新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は3,200株増加しております。

(3) 株主数 2,907名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
柳橋仁機	3,103千株	26.9%
合同会社RSIファンド1号	2,460	21.4
株式会社日本カスタディ銀行 (証券投資信託口)	652	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	483	4.2
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	407	3.5
佐藤寛之	357	3.1
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	347	3.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	302	2.6
柳橋事務所株式会社	300	2.6
株式会社アスパイア	238	2.1

(注) 1. 持株比率は自己株式（280株）を控除して計算しております。

2. 柳橋事務所株式会社は、当社代表取締役社長CEOである柳橋仁機が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度に基づき、当事業年度中に当社取締役（社外取締役を除く。）3名に対して当社普通株式8,900株を交付しております。当社の当該報酬制度の概要は「3.（4）②ロ. 譲渡制限付株式報酬」（43頁）のとおりであります。

なお、社外取締役及び監査役を対象とする株式報酬制度はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	柳橋 仁機	プロダクト本部所管
取締役副社長 COO	佐藤 寛之	アカウント本部、カスタマーエンゲージメント本部、マーケティング本部所管
取締役 CFO	橋本 公隆	財務担当、コーポレート本部所管
取締役	小林 傑	株式会社フィールドマネージメント マネージングディレクター 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース 代表取締役
取締役	崔 真淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役
常勤監査役	伊藤 二郎	
監査役	山田 啓之	Unipos株式会社 社外監査役 Chatwork株式会社 社外監査役 株式会社QDレーザ 社外取締役 (監査等委員) Axella総合会計事務所 代表
監査役	足立 政治	コーユーレンティア株式会社 社外監査役 ユアサ・フナシヨク株式会社 社外取締役
監査役	樋口 明巳	あかつき法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役崔真淑氏の戸籍上の氏名は、石原真淑氏であります。
2. 取締役小林傑氏及び崔真淑氏は、社外取締役であります。
3. 全監査役は、社外監査役であります。
4. 監査役山田啓之氏及び足立政治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役足立政治氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 監査役樋口明巳氏は、弁護士 の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役小林傑氏及び崔真淑氏並びに監査役伊藤二郎氏、山田啓之氏、足立政治氏及び樋口明巳氏の6氏を、東京証券取引所の定め及び当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2021年6月24日開催の第13期定時株主総会において、崔真淑氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準 (監査役会設置会社)

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

1. 当社の業務執行者（注1）又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間に於いてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
5. 当社から一定額（注4）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 現在又は過去3年間に於いて、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者（現在退職又は退所している者を含む）
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額（注4）を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1から7に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
3. 「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
4. 「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。）」をいう。
5. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

(2) 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は当社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針及び取締役報酬の決定プロセス

当社は、2021年2月12日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

【取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針】

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金（事業主負担分）を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

ロ. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ニ. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

ホ. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO柳橋仁機がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEOによって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長CEOは、この審議内容を尊重するものとする。

② 取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は現金の支給による固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。

イ. 固定報酬

取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）であります。

各取締役の固定報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委託を受けた代表取締役社長CEOが、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ロ. 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は①譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、又は、②2年以上で当社の取締役会が定める期間としております。

2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額50,000千円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20千株以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名であります。

各取締役の具体的な譲渡制限付株式報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委託を受けた代表取締役社長CEOが、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

③ 監査役報酬の内容

監査役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る監査役の員数は4名であります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額	
			金 銭 報 酬 (固 定 報 酬)	非 金 銭 報 酬 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	110百万円 (9)	91百万円 (9)	20百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	18 (18)	18 (18)	-
合 計 (うち社外役員)	9 (6)	129 (27)	109 (27)	20 (-)

- (注) 1. 当社は取締役（社外取締役を除く。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度の概要は上記「②ロ. 譲渡制限付株式報酬」（43頁）に記載のとおりであります。当事業年度における譲渡制限付株式報酬交付状況は、「2.（5）当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」（38頁）に記載しております。
2. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
3. 当社の各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（41頁）に基づき、取締役会決議により一任された代表取締役社長CEO柳橋仁機氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。委任した理由は、代表取締役社長CEOが、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由からであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEOによって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議をし、代表取締役社長CEOは、この審議内容を尊重したうえで具体的に決定しております。
4. 当社の監査役の報酬は、監査役が高い客観性・独立性をもって経営を監査する立場にあることから、固定報酬のみで構成され、毎月定額を支給しています。なお、各監査役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小林傑氏は、株式会社フィールドマネージメントのマネージングディレクター及び株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソースの代表取締役であります。
 - ・取締役崔真淑氏は、株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズの代表取締役であります。
 - ・監査役山田啓之氏は、Unipos株式会社の社外監査役、Chatwork株式会社の社外監査役、株式会社QDレーザの社外取締役（監査等委員）及びAxella総合会計事務所代表であります。
 - ・監査役足立政治氏は、コーユーレンティア株式会社の社外監査役及びユアサ・フナシヨク株式会社の社外取締役であります。
 - ・監査役樋口明巳氏は、あかつき法律事務所所長であります。
 - ・当社と各氏の各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小林 傑	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関し、人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督やチェックを行い、意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 崔 真 淑	2021年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関し、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する見識を活かして、社外取締役として経営の監督やチェックを行い、意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 伊 藤 二 郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる事業会社での経験と知見により適宜発言をし、常勤監査役としての立場から、取締役の職務執行について監査しております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士及び企業経営者としての豊富な経験と専門的な見識により適宜発言をし、取締役の職務執行について監査しております。
監査役 足 立 政 治	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識により適宜発言をし、取締役の職務執行について監査しております。
監査役 樋 口 明 巳	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての企業法務に関する専門的な見識により適宜発言をし、取締役の職務執行について監査しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点並びに有効性、効率性及び経済性の観点から職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

なお、本定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、それに合わせて本方針を改めて決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を四捨五入して、比率については、小数点第2位以下を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,190,461	流 動 負 債	2,457,700
現金及び預金	2,835,157	買掛金	57,192
売掛金	210,235	1年内返済予定の長期借入金	127,164
前払費用	142,938	未払金	310,531
その他	2,321	未払費用	194,352
貸倒引当金	△189	未払法人税等	79,429
固 定 資 産	802,499	未払消費税等	101,869
有 形 固 定 資 産	190,024	預り金	12,655
建物	199,627	前受収益	1,509,403
減価償却累計額	△45,295	契約負債	47,556
建物（純額）	154,331	株式報酬引当金	17,550
工具器具備品	83,813	固 定 負 債	327,381
減価償却累計額	△48,121	長期借入金	327,381
工具器具備品（純額）	35,692	負 債 合 計	2,785,081
無 形 固 定 資 産	10,110	(純 資 産 の 部)	
商標権	297	株主資本	1,207,879
ソフトウェア	9,813	資本金	1,125,259
投資その他の資産	602,366	資本剰余金	1,115,259
投資有価証券	52,002	資本準備金	1,115,259
敷金	388,081	利益剰余金	△1,031,614
長期前払費用	17,182	その他利益剰余金	△1,031,614
繰延税金資産	145,101	繰越利益剰余金	△1,031,614
資 産 合 計	3,992,960	自 己 株 式	△1,026
		純 資 産 合 計	1,207,879
		負 債 純 資 産 合 計	3,992,960

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,496,344
売 上 原 価	1,201,341
売 上 総 利 益	3,295,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,120,915
営 業 利 益	174,089
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	24
雑 収 入	250
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,364
株 式 交 付 費	1,535
固 定 資 産 除 却 損	3,932
そ の 他	2
経 常 利 益	163,530
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	43,122
税 引 前 当 期 純 利 益	120,408
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	55,442
法 人 税 等 調 整 額	△145,101
当 期 純 利 益	210,066

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社カオナビ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 智由
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川村 英紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カオナビの2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社カオナビ 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 伊 藤 二 郎 ㊞
社外監査役 山 田 啓 之 ㊞
社外監査役 足 立 政 治 ㊞
社外監査役 樋 口 明 巳 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F（入口3F）
赤坂インターシティコンファレンス 401



- 交通 溜池山王駅（東京メトロ銀座線、南北線9番出口から、溜池交差点を渡り右折してすぐ。14番出口は地下から直結。）
国会議事堂前駅（東京メトロ千代田線、溜池山王駅地下通路に直結）
※赤坂インターシティAIRには駐車場はございますが、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。